

コロナ対策

保険料(税)の減額・免除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は申請により減免を受けられる場合があります。対象と思われる方は問い合わせください。

▼対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当する方

- ①世帯の主な生計維持者(以下「生計維持者」)が「死亡」または「重篤な傷病」を負った場合
- ②生計維持者の事業収入など*の減少が見込まれ、次の全てに該当する方

*令和3年中の事業収入などが、令和2年に比べて3割以上減少する見込み

・減少見込みの事業収入など*以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下

・令和2年の合計所得金額が1,000万円以下(介護保険は除く)

※事業収入・不動産収入・山林収入

入・給与収入のこと(保険金・損害賠償金などによる補てん額の控除後)。

▼対象期間

令和3年度の保険料(税)で、納期限が令和3年4月1日～令和4年3月31日のもの(年金からの天引きの場合は、年金支払日が基準)

▼減免額

- ①に該当する場合・全額免除
- ②に該当する場合・次のとおり

国民健康保険・後期高齢者医療制度

・前年合計所得金額が300万円以下・対象保険料(税)額を全額免除

・前年合計所得金額が300万円超・合計所得金額に応じて対象保険料(税)額を20～80%減額

介護保険

・前年合計所得金額が210万円以下・対象保険料(税)額を全額免除

・前年合計所得金額が210万円超

国民年金

国民年金保険料の免除は7月が更新月

円超・対象保険料(税)額を80%減額

事業などの廃止・失業の場合

は、合計所得金額にかかわらず対象保険料(税)額は全額免除。

▼受付期間

7月中旬以降(保険料(税)決定通知書の到着以降)

問・国民健康保険税

(市)税務課 市民税係

・後期高齢者医療保険料

(市)医療保険課 福祉医療係

・介護保険料

(市)介護保険課 保険給付係



国民年金

国民年金保険料の免除は7月が更新月

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが難しい場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予される制度があります。令和3年度(7月分～令和4年6月分)の免除などの受付は7月から始まり、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できます。

申請が遅れると障害年金が受け取れないなどの不利益が生じることがありますので、速やかに申請してください。

▼必要なもの 年金手帳に加えて次のものが重要です(郵送で提出する場合は、各書類コピー可)。

- ・失業した方・雇用保険被保険者離職票など
- ・倒産した方・廃業届(受付印のあるもの)など
- ・個人番号による申請をする場合・マイナンバーが確認できるもの、運転免許証などの顔写真付きで本人確認ができるもの

▼対象者

学生以外の免除を希望する方(所得制限あり)

▼申請方法

新型コロナウイルスの感染防止のため、郵送での申請を活用してください。

市役所3階市民課や吉川支所市民生活課、日本年金機構ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送または窓口にて持参してください。

▼継続申請している場合

令和2年度に全額免除または納付猶予を認められた方が、令和3年度以降も継続を希望していた場合は、申請は不要です。

問・申請(市)市民課 年金係

9月末までに明石年金事務所から、該当する方には「期間延長承認通知書」、該当しない方には「期間延長不該当通知書」が送付され、後日「納付書」も送付されます。なお、該当しない方でも一部免除を希望する場合は、改めて申請してください。



▲ホームページはこちら

コロナ対策

飲食店の時短営業により影響を受けた事業者を支援

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業により、大きな影響を受け、売上が大きく減少している市内の卸売業者などに対し、市の独自対策として給付金を支給します。

▼対象者

次の要件のほか、一定の要件の全てを満たす中小企業者

- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ・市内に主たる事業所がある

・令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う営業時間短縮要請に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象となった飲食店と直接の取引がある

・令和3年1～3月のいずれかの月の売上が、平成31年または令和2年の同月と比較して30%以上50%未満減少している

・国による緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の給付対象者でない

▼申請方法

給付金支給申請書に必要書類を添付し、郵便物の追跡ができる簡易書留やレターパックプラスで三木商工会議所へ郵送してください。

▼申請期限

8月20日(金)まで(当日消印有効)

問・三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局(三木商工会議所)

〒673-0431

本町2丁目1-18

(市)商工振興課 中小企業振興係

☎82-3190

▲ホームページはこちら



▲ホームページはこちら

自分好みの「黒にんにく」が出来ます!

ダブルヒーターで庫内をムラなく温める。
専用トレイでロスが少ない仕上がりに。

黒にんにく容量: (約)1~18玉(Mサイズ)
らっきょう容量: 400~600g

じっくりとほぐす弾力のある黒にんにくが作れます。

モードを選ぶだけのラクラク操作 広告

さらに日数・温度の設定ができ、こだわりの黒にんにくが簡単につくれます。

モード 「にんにく(玉)」「にんにく(バラ)」「らっきょう」と選べる3つの食材、お好みに合わせて加熱できます。

日数 食材の状態に合わせて日数を設定でき、自動で終了するから、スタート後はおまかせOKです!

温度 食材の状態に合わせて「標準」「高め」「低め」の3段階に設定。自分好みの味に加工ができます。

お問い合わせは 福農産業株式会社
☎0794-82-1088 ☎0794-83-5615
三木市大村58番11 Eメール: honbu@nagara88.co.jp